

令和 8 年第 3 回 飯塚市議会会議録第 6 号

令和 8 年 6 月 26 日（金曜日） 午前 10 時 00 分開議

○議事日程

日程第 16 日 6 月 26 日（金曜日）

第 1 常任委員会委員長報告

- 1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）
 - （1）議案第 79 号 令和 8 年度 飯塚市一般会計補正予算（第 1 号）
 - （2）議案第 80 号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
 - （3）議案第 84 号 財産の取得（消防ポンプ自動車）
 - （4）議案第 88 号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）
- 2 福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）
 - （1）議案第 81 号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
 - （2）議案第 85 号 財産の取得（児童用学習端末機器）
 - （3）請願第 17 号 敬老祝金はこれまで通り 77 歳と 99 歳の高齢者にも支給を求めることに関する請願
- 3 協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）
 - （1）議案第 82 号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例
 - （2）議案第 89 号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - （3）請願第 16 号 一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する請願
- 4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）
 - （1）議案第 83 号 飯塚市庄司川流域浸水対策に関する土地利用条例
 - （2）議案第 86 号 市道路線の認定
 - （3）議案第 87 号 専決処分の承認（令和 8 年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 1 号））

第 2 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第 3 号 すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書の提出
- 2 議員提出議案第 4 号 ドナーミルクの利用拡大を求める意見書の提出
- 3 議員提出議案第 5 号 非核三原則の堅持を求める意見書の提出
- 4 議員提出議案第 6 号 国旗の損壊等の処罰に関する法律案に関する意見書の提出

第 3 選挙第 4 号 選挙管理委員の選挙

第 4 選挙第 5 号 選挙管理委員補充員の選挙

第 5 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第 5 号 専決処分の報告（個人情報流出事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 2 報告第 6 号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 3 報告第 7 号 継続費繰越計算書の報告（令和 7 年度 飯塚市一般会計）

- 4 報告第 8 号 継続費繰越計算書の報告（令和 7 年度 飯塚市水道事業会計）
- 5 報告第 9 号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和 7 年度 飯塚市一般会計）
- 6 報告第 10 号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和 7 年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計）
- 7 報告第 11 号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和 7 年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計）
- 8 報告第 12 号 令和 7 年度 飯塚市水道事業会計の予算繰越
- 9 報告第 13 号 令和 7 年度 飯塚市工業用水道事業会計の予算繰越
- 10 報告第 14 号 令和 7 年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越
- 11 報告第 15 号 公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況
- 12 報告第 16 号 令和 7 年度 児童虐待に関する状況の報告

第 6 署名議員の指名

第 7 閉 会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（城丸秀高）

これより本会議を開きます。常任委員会に付託していました「議案第 79 号」から「議案第 89 号」までの 11 件、「請願第 16 号」及び「請願第 17 号」、以上 13 件を一括議題といたします。

「総務委員長の報告」を求めます。10 番 田中武春議員。

○10 番（田中武春）

総務委員会に付託を受けました議案 4 件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第 79 号 令和 8 年度 飯塚市一般会計補正予算（第 1 号）」については、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、強い農業構造確立推進事業費補助金について、持続的な農業生産を担う企業型経営体を育成するため、規模拡大や生産性向上を支援する経費を計上しているが、「企業型経営体」とはどのようなものなのかということについては、一般企業のように経営戦略を持ち、効率性、収益性を重視して農業を営む経営体であるという答弁であります。

次に、生活保護扶助費について、最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付の対象者のうち、現在、生活保護を受給していない世帯への周知はどのように行うのかということについては、5 月 14 日からホームページで情報を公開しており、広報いづか 9 月号にも掲載するなど、丁寧な情報提供を行うという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 80 号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 84 号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」については、執行部から議案書等に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回取得した消防ポンプ自動車はどのような仕様なのかということについては、買換え前の車両は 5 トン未満の仕様で、今回は道路交通法改正後の普通免許取得者でも運転が可能な 3.5 トン未満の仕様であるという答弁であります。

次に、消防ポンプ自動車の買換えはどのような基準で行うのかということについては、消防ポンプの能力低下や車両の損傷具合等を鑑み、おおむね 25 年ごとに買換えを行うという答弁であ

ります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第88号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（城丸秀高）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私はただいまの総務委員長報告のうち、「議案第80号」に反対、「議案第79号」並びに「議案第84号」及び「議案第88号」に賛成の立場から討論を行います。

まず、反対する議案です。飯塚市税条例の一部を改正する条例案は、特定暗号資産取引に関わる課税の見直しにおいて、暗号資産の取引で生じた所得について、総合課税で最大55%を分離課税約20%と引き下げるもので認められません。住宅借入金等特別税額控除適用期限の5年間延長、固定資産税（家屋及び償却資産）の免税点の緩和は認めるものです。

次に、賛成する議案です。「議案第79号 令和8年度 飯塚市一般会計補正予算（第1号）」に計上の4億9015万3千円は、生活保護費の追加給付のためであります。2013年、生活保護基準の引下げは違法であると、最高裁判所が大阪訴訟と愛知訴訟において、国を断罪したことに伴うものであります。

今回の措置により、生活保護を現在利用している世帯は9月中旬から市が給付を開始し、過去利用していた世帯は10月から本人申出を開始し、随時給付するとの説明であります。

この予算の財源は、国4分の3、市4分の1となっていますが、市4分の1は普通地方交付税で国によって措置されるため、実質的に国の全額負担となります。

本市市長が被告に連なる福岡訴訟を含めて、全国29都道府県で31訴訟による原告団と弁護団の10年に及ぶ闘いの成果であり、まずこの追加給付そのものは認めるものです。これについては、今回措置の周知及び本人申出の簡素化が求められます。

しかしながら、今回追加給付額は、国が最高裁判所判決をまともに受け止めず、違法に引き下げた分を一旦、全額追加給付すべきところなのに、違法とされなかった部分があるとして、ほぼ半額に値切った結果となっています。そのため、例えば追加給付額が18万6千円であるべきなのに、半額の9万3千円にしかないケースがあるとの説明がありました。追加給付は2013年の生活保護基準の違法引下げ前の水準で行い、国は真摯に謝罪し、国家賠償を行って当然であります。

次に、「議案第84号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」についてです。これは庄内方面隊第3分団配備のための購入であり、認めるものです。

また、市税条例の一部改正条例は、二重課税であった軽自動車税の環境性能割を廃止するもので認めるものです。以上で私の討論を終わります。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第79号 令和8年度 飯塚市一般会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第80号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第84号 財産の取得（消防ポンプ自動車）の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なしと呼ぶ者あり」）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第88号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認されました。

「福祉文教委員長の報告」を求めます。18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

福祉文教委員会に付託を受けました議案2件及び請願1件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第81号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました「国が定める保育士の配置基準の改善と地域限定保育士制度の導入については、関係性があるのか」ということについては、保育士の配置基準は、こども未来戦略により幼児教育・保育の質の向上のため、75年ぶりに見直しが行われている。

一方、地域限定保育士制度は、平成27年度に国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、保育人材の確保を図るために創設されており、国が定める保育士の配置基準の改善と地域限定保育士制度の導入については、直接関係はないという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第85号 財産の取得（児童用学習端末機器）」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回取得する児童用学習端末機器6807台は、全市立小学校の全児童相当数の台数となるのかということについては、国の基準に基づき、令和8年5月1日現在の全市立小学校の全児童数に予備機を加えた台数であるという答弁であります。

次に、契約の方法が指名競争入札となっているが、何者で入札が行われたのかということについては、市内事業者16者に通知を行ったところ、3者の応札があったという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第17号 敬老祝金はこれまで通り77歳と99歳の高齢者にも支給を求めることに関する請願」については、慎重に審査するという事で、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（城丸秀高）

福祉文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私はただいまの福祉文教委員長報告のうち、「議案第81号」に反対、「議案第85号」には賛成の立場から討論を行います。

まず、反対する議案です。「議案第81号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」は、福岡県において地域限定保育士制度が導入されることに伴い、保育士に関わる6つの関係条例を整理するものとの説明がありました。地域限定保育士は、筆記試験の受験資格や試験問題自体の難易度は、通常の保育士試験と全く同じですが、採用された自治体で最初の3年間働くことを条件に、通常の実技試験の代わりに数日間の保育実技講習会を修了すれば、資格を取得できます。これまで国家戦略特区に限って認められていた制度を一般化するものであります。

国が定める保育士の配置基準の改善とこの地域限定保育士制度の導入は、どういう関係があるのかと審査要望をしていましたが、今の委員長報告にありましたように、執行部は直接関係がないと考えるというような答弁があったようです。認識不足だと思います。2024年度から3歳、4歳、5歳について定数の改善が始まり、2025年度からは1歳についても、段階的に改善が始まっていつているわけです。そう考えますと、保育士の不足が現状であるわけですが、それを打開しなければならないという課題が当然にあるわけです。

よりよい保育のためには、さらなる配置基準の改善が必要であり、それにふさわしい保育士確保のためには、抜本的な処遇の改善こそが必要であります。

そもそも保育士不足の原因は、他産業と比べても著しく低い給与水準や保育士1人でたくさんの子ども達を見なければならない配置基準の不十分さと、保育士として働きたくても働けない劣悪な労働環境にあるわけです。こうした事態は、公立保育所の削減とともに、営利企業の参入拡大を進めた国の保育政策が背景にあります。

今回、条例改正が行われる地域限定保育士制度の導入は、保育士処遇の劣悪な水準をそのままに、人数を確保しようとするものです。保育現場の労働環境の抜本的な改善がされない下では、保育士不足の解消には結びつかないことは明らかです。保育士不足は、保育士の処遇改善を思い切って進めてこそ打開できるのであり、公的保育を守るために国は責任を果たすべきであります。

次に、賛成する議案です。「議案第85号 財産の取得（児童用学習端末機器）」については、市立小学校における学習に利用するもので、取得価格は3億7064万円余と莫大です。本会議での議案質疑による審査では、談合を疑うものは見られないとのことでした。教育効果の総合的な評価、教師の負担の軽減の視点から課題があることを指摘しておきます。

以上で私の討論を終わります。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第81号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第85号 財産の取得（児童用学習端末機器）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「請願第17号 敬老祝金はこれまで通り77歳と99歳の高齢者にも支給を求めることに関する請願」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

「協働環境委員長の報告」を求めます。4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

協働環境委員会に付託を受けました議案2件及び請願1件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第82号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の条例改正で、コンビニ交付についてはどのようなのかということについては、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を使用して、印鑑登録証明書だけでなく、戸籍を除くコンビニ交付対象の全ての証明書について、マイナンバーカードと同様に交付可能になるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第89号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」については、執行部から議案書等に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました「賦課限度額の改定経緯、影響額及び基金残高の推移」については、本市の賦課限度額は地方税法施行令に準じた設定となっており、ほぼ毎年、当該施行令の改正に合わせ、見直しを行っている。また、国民健康保険給付費等準備基金残高の推移としては、令和3年度をピークに、基金残高は年々減少しており、取崩し額も増加している。地方税法施行令の改正趣旨は、保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の負担軽減を図る観点から賦課限度額を見直し、経済動向を踏まえ、保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準を見直すなどの所定の規定整備を行うものであり、本市はその趣旨に沿って、国に準じた条例改正を行っている。基金の残高と比較すると、賦課限度額の改定による影響額は大きい金額ではないが、本市が独自に基準を定めることは適切ではないと考えているという答弁であります。

次に、委員会における質疑応答の主なものとして、国民健康保険給付費等準備基金の取崩し額が、令和4年度以降年々増加しているのは、どのような要因なのかということについては、国民健康保険加入者の負担を最小限にとどめるため、基金を取り崩し、国民健康保険特別会計へ繰り入れることで収支を保ち、保険税を増額せず据え置いてきたことが大きな要因の1つである。今後、本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会で、安定した国民健康保険会計を運営できるよう、基金の活用と併せ、適正な保険税率についても審議していくという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第16号 一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する請願」については、紹介議員より趣旨説明を受け、審査いたしました。

紹介議員に対する質疑応答の主なものとして、行政がある程度の方向性や方針を定める前に住民説明会を行う場合、最終的な意思決定の責任の所在が曖昧になるおそれがあるが、どのように考えているのかということについては、最終的な決定は市民ではなく、行政や議会が行うが、計画がより有効になるために、事前に市民と一緒に検討する過程が大事だと考えているという答弁であります。

次に、執行部に対する質疑応答の主なものとして、計画のスケジュールはどのように考えているのかということについては、7月中旬を目途に既存計画の見直し箇所の整理を行い、並行して、ごみ減量化に向けた施策の検討を行い、7月中旬から8月中旬までを目途に素案の作成、議会への報告の後、市民意見募集を行い、市民の意見を反映させたごみ減量化目標値の再設定を行う予定としている。また、ごみ組成分析調査については、9月末までに確定した結果を計画の見直しに反映させ、10月末には計画の見直しを終える予定としているという答弁であります。

次に、計画の見直しについての住民説明会は行わないとの答弁だが、今回の見直しで、回収品

目やごみ袋、回収の頻度などが変わる可能性があり、市民意見募集だけでは不十分と考えるが、どのような見解なのかということについては、今回の計画の見直しは、一定の施策方針に基づいて、ふくおか県央環境広域施設組合の新ごみ処理施設の建設に向けた考え方のベースになる計画を、時節に合わせ、数値等を置き換えて見直しを行うものであり、この見直しに関しては市民意見募集という形で対応していきたいという答弁であります。

以上のような審査の後、本請願は現在の一般廃棄物処理基本計画の方針に沿ったものであるため、本件に賛成であるという意見が出され、採決を行った結果、本件については、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（城丸秀高）

協働環境委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

私はただいまの協働環境委員長報告にありました「議案第８２号」並びに「議案第８９号」に反対、「請願第１６号」に賛成の立場から討論を行います。

まず、「議案第８２号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例」です。この条例は、国の法律改定により、現行の在留カード、特別永住者証明書をマイナンバーカードと一体化した特定在留カード、特定特別永住者証明書の運用が始まることに伴い、コンビニ等での印鑑登録証明書の交付を当該カードでも行えるようにするものとの説明です。マイナンバーカードの取得は、任意であることが大前提であります。中長期在留者も希望すれば取得可能であり、現在、外国籍の方の取得率は約６割とされています。

一方で、在留カード等の受領は必須であり、在留カード等とマイナンバーカードが一体化されれば、マイナンバーカードの取得が事実上、義務化されるのではないのでしょうか。既にマイナンバーカードを持っている外国籍の方は、コンビニ等で印鑑登録証明書の交付が可能です。メリットは、カードが２枚から１枚になることだけであります。

マイナンバーカードの普及について国は、在留管理における情報把握を図ることをも目的としており、２０２７年９月からマイナンバーによる情報連携で、国民健康保険税や国民年金保険料の納付状況、地方税の課税状況等を関係機関から出入国在留管理庁へ提供するとしています。上陸審査や在留審査、納付勧奨の際にも活用する仕組み、生活保護利用や児童手当受給の現状把握にも活用を検討するとのことでもあります。マイナンバーカードの押しつけにつながる、今回の条例改正は、個人情報保護、基本的人権の尊重に関わる問題があり、認められません。

次に、国民健康保険税条例の改正です。賦課限度額の改定の経緯、影響額及び基金残高の推移について、協働環境委員会における審査を要望していました。執行部からはほぼ毎年、地方税法施行令の改正に合わせて見直し、内容としては引上げを行っている。また、基金の残高と比較すると、賦課限度額の改定による影響額は大きい金額ではないが、本市が独自に基準を定めることは、適切ではないと考えているとの答弁があったようです。

賦課限度額の今回の引上げは、義務規定でもなく、また基金の状況から見ても必要もないのに、国の地方税法施行令改正に漫然と付き従い、高過ぎる国民健康保険税に苦しむ市民にさらに負担を押しつけるものであり、納得できません。

九州市長会は、５月国庫負担の引上げなど、国の責任において実効性のある措置を講じ、国保財政基盤の拡充・強化を図ることを求める議案を採択しています。国民健康保険の安定的で持続的な運営には、都道府県単位化による高過ぎる国民健康保険税の押しつけではなく、国庫負担の引上げこそが求められます。国民健康保険税は引き下げるべきであります。

次に、「請願第１６号 一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する請願」についてであります。

請願の趣旨は、第1に「一般廃棄物処理基本計画の見直しに際して、『循環型社会の形成』に向けて、ゴミの発生抑制のため考えられる様々な手法を検討した上で、現実的かつ具体的な計画を定めてください。また、その際には、ゴミ処理費用（最終処分を含む）が市民の生活を脅かさないう、その費用がどうなるか概算でよいので示した上で、検討してください。」第2に『循環型社会の形成』に向けて、ゴミの発生抑制のための現実的かつ具体的な計画を現実に進めるためには、『市民の理解と協働』が不可欠だと考えられます。計画の検討に当たっては、住民への説明だけではなく、『どんなゴミ処理を目指すのか』について、住民が意見を出し合える場、行政にとっては住民から要望・意見を聞いてともに考える場として説明会の開催を要望します。なお、説明会の開催にあたっては、できるだけ多くの住民が参加できるよう各地域での開催を要望します。」という内容です。

この請願の趣旨は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）第6条（一般廃棄物処理計画）並びに飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例第3条（市の責務）の第1項から第6項までに沿ったものであります。そのうち、市条例についてです。

市条例はまず第1項で、「市は、あらゆる施策を通じて、一般廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。」としています。

第2項として、「市は、廃棄物の処理において資源の回収を行い、物品の調達に当たり再生品を使用する等により、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。」

第3項として、「市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。」

第4項として、「市は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。」

第5項として、「市は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。」

第6項として、「市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民の意見を施策に反映させることができるよう必要な措置を講じなければならない。」となっています。

以上を考慮すれば、請願は当然に採択すべきものであります。

本市の一般廃棄物処理基本計画は、既にスケジュールが示されましたが、元々、ふくおか県央環境広域施設組合の新ごみ処理施設整備事業の見直しと連携しながら進めるとのことでした。

816億円の新ごみ処理施設計画は、年間7万7千トンの計画です。昨年度、処理実績は年間5万7千トンで、前年度から横ばいです。本市の一般廃棄物処理基本計画の見直しは、法に基づいて、市民の意見を施策に反映させることができるよう必要な措置を講じなければなりません。素案づくりの前に住民説明会を行い、丁寧に市民意見を聞く必要があります、これは新ごみ処理施設整備計画に関する住民説明会と並行して行うべきであります。

以上で私の討論を終わります。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。12番 金子加代議員。

○12番（金子加代）

私は「請願第16号 一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する請願」自体に賛成、不採択に反対の立場から討論いたします。

この請願は、一般廃棄物処理基本計画の見直しに当たり、ごみの発生抑制をはじめとする様々な手法を十分に検討し、その際には、将来のごみ処理費用についても、市民に分かりやすく示すこと、そして市民が意見を述べ、共に考える機会を設けていただきたいという内容です。ごみ行政は、市民一人一人の日々の分別やごみ減量の協力があって初めて成り立つものです。行政が考えた素案をホームページなどで公開し、計画を示し市民意見募集を行うだけでは、市民がごみ減量の必要性を理解し、自ら意見を述べ共に考えるということはできません。共に考える過程があ

ってこそ、計画は実効性を持ちます。

飯塚市でごみ処理の有料化について、100を超える自治公民館を職員が回ったというお話を聞きました。100を超える自治公民館に行ってほしいということは申しませんが、そのような対話を重ねることが、将来にわたって円滑な行政運営につながるものと考えます。市民に分別や収集、処理の仕方について、またそれらにかかる費用について知ってもらう絶好のチャンスだと私は考えます。

飯塚市の一般廃棄物処理基本計画においても、住民・事業者・行政が協働・連携して循環型社会を構築するという理念が掲げられています。地方自治の基本は住民自治です。住民の暮らしに最も身近なごみ行政について、市民が意見を述べる機会を確保してほしいという請願は、計画や条例に照らしても、決して過大な要求ではありません。

私はこの請願は、飯塚市の将来を見据え、市民と行政が協働して、よりよい循環型社会を築いていくための建設的な提案であると考えます。住民参加は、よりよい行政をつくるための力です。請願の趣旨をご理解いただき、本請願にご賛同いただきますようよろしく申し上げます。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

私は本請願のうち、要旨2「市民の理解と協働」を目的とする説明会の開催を求める部分について、賛同できない立場から討論いたします。

まず、申し上げたいのは、市民への説明や情報公開、市民意見の聴取そのものを否定するものではないということです。行政には説明責任があり、市民の意見に耳を傾けることは極めて重要です。

しかしながら、一般廃棄物処理基本計画は、市民の利便性だけでなく、法令との整合性、財政負担、環境負荷、施設能力、将来人口推移など多くの専門的要素を総合的に判断して、策定すべき行政計画であります。さらに現在、本市においては、廃棄物処理が広域行政によって行われております。収集運搬は市が担っておりますが、処理そのものは2市1町によるふくおか県央環境広域施設組合の所管であり、処理方法や施設運営については、本市単独で決定できるものではありません。そのような中で、市民説明会を政策形成の議論の場として位置づけた場合、市が決定権を有しない事項についてまで議論が及び、市民に過度な期待や誤解を生じさせるおそれがあります。

また、説明会に参加される方々の意見は大変貴重ではありますが、その意見が市民全体の意思を代表するものとは限りません。一部の意見が大きく取り上げられることによって、かえって計画策定の公平性や客観性を損なう可能性もあります。市民参加が重要であることは言うまでもありません。

しかし、市民参加とは行政が専門的判断を市民に委ねることではなく、行政が責任を持って方針を示し、その内容について市民の理解を得ながら、必要な意見を反映していくことであると考えます。地方自治において、最終的な責任を負うのは行政であり、その行政を監視し判断するのは議会です。だからこそ、一般廃棄物処理基本計画の見直しに当たっては、専門的知見を有する職員や、有識者による検討を基本としつつ、パブリックコメントや説明資料の公表など適切な手法によって市民意見を把握し、反映させることが望ましいと考えます。

以上の理由により、本請願の当該部分については賛同できないことを申し上げ、「請願第16号」に対する反対討論といたします。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

議案には賛成です。請願にも賛成ですけど、委員会でのやり取り等を見ていると現実的には、

もしかしたら請願者の願いみたいなのは、かなえにくいのかなと理解をしています。これは期間とかに当たってもですね。ただ、こういう「NIMBY」というんですかね、「ノット・イン・マイ・バック・ヤード」、必要な施設だけれども、自分の後ろには来てほしくないみたいな、施設というのは市民とのディスカッションが大事だよというのは、これはもう相互理解で皆さん分かっているのかなと思うので、今回の計画の期間に当たっての、請願者の思いというのは、もしかしたらかなわない可能性が高いのかなと思っているんですけど、何かそれだけで反対もしづらいなと今回は思っていて、ちょっとせこいんですけど、長い目で見て、今回はかなわないかもしれないけど、今後、進み出したときに、この計画やごみ処理の話が、そのときに請願者の思いが、1つでも2つでも、私としてはかなっていくのがいいのかなと、そういうふうに執行部側にはお願いしたいというふうに思っております。

市民とディスカッションすることは、アカデミックに見てもディスクコミュニケーションという観点で、非常に有効で理解が深まるというふうにも言われているので、その点、結論、何が出るか分かりませんが、コミュニケーションを取るというのは大事なことで、その点は、今回もできれば組み込んでほしいなと思いながら、もしかなわなければ、今後どこかでこういう場を設けていただければなというふうに思います。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。13番 石川華子議員。

○13番（石川華子）

私は、「請願第16号 一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する請願」について、賛成の立場から討論いたします。

まず、本請願が指摘しているのは、計画の理念と現状の実態との乖離です。ごみ排出量の推移、3Rの実効性、広域化に伴う財政負担など、いずれも市民生活に直結する重要な論点であり、現在の説明だけでは、十分に理解が得られるとは言えません。

次に、住民参加の不足です。廃棄物行政は市民の協力なくして成り立ちません。しかしながら、説明会の開催や情報提供が十分とは言えず、現行計画の進捗状況や財政負担、生活への影響について、市民が理解し判断できる材料がそろっていません。請願は、こうした状況を改善し、計画の透明性と信頼性を高め、市民が納得しながら計画を進めるための基本的な要請を示しているものと思います。

さらに、請願を採択したとしても計画の具体的な手法や施設整備の詳細を議会が支持するものではありません。行政に丁寧な検討と説明を求めるといふ議会としての意思表示に過ぎず、行政の裁量を過度に拘束するものではありません。むしろ行政経営の質を高めるための後押しだと考えます。また、議会の役割は、市民の不安や疑問を丁寧に受け止めることです。また、市民の生活に影響する重要な計画が十分な議論と説明の下、進められているかを確認することです。加えて、「協働のまちづくりをしよう」という市民の思いを受け止めることが議会の役割ではないでしょうか。

以上の理由から、本請願は採択すべきであるため賛成討論といたします。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

協働環境委員会に付託されました「請願第16号」、賛成の立場で討論いたします。この請願の紹介議員にもなっておりますので、紹介議員として請願者の声を聞いてきております。

先ほどから賛成討論の中で説明がありましており、請願の趣旨は簡単ですね。出す側である市民の声を聞いてほしい、そういう場を行政のほうで用意してほしい、共にごみに対する考え方や今後の飯塚市の廃掃法に沿った処理方法を共につくりましょう、ごみの処理に対する市民の意識も上げたいというのが請願者の思いでありました。

先ほど、川上議員のほうからも廃掃法に関わる本市の条例の説明がありましたよね。この請願はその条例どおりではありませんか。これに反対するということは、もう条例違反をしようというような考えになると、市民の方はそう思われますよ。違いますか。

そもそもが、我々が3年前に選挙に出ましたよね。請願者がおっしゃるには、市民の代弁者でしょうと、我々の意見を行政に届けるということをあなたたちは選挙のときに、いつも言っているじゃないかと。この市民の参政権を、「こういうことをしてほしい」というのを議会に届けて、議会が採択し、執行部にお願いしてくださいというのが請願ですよ。過去にも請願がたくさん出てきましたが、採択した請願もありますが、行政がその請願を実行するか、しないかは分かりませんよね。

話を戻しますが、市民の意見を行政に届けてほしいという我々の仕事を、なぜ我々が遮断するんですか、市民の願いを。まず請願として、市民の思いがある以上は行政に届けましょうよ、私はそうすべきだと思います。請願の意味はそういったものだと考えております。

紹介議員として協働環境委員会の傍聴席に行きましたけども、賛成が2名、反対が4名でした。反対討論がなかったので、傍聴に来られた請願者の方々から言わせれば、何の理由で反対されたのかよく分からないということをおられました。自分たちは請願の趣旨にも書いているとおり、市民として自分たちの集積場の場所、集積の回数、ごみの分別とか出す側の意見を行政に反映させたい、行政のほうからもしっかりと市民の声を聞いていただきたいという請願でございます。

我々議員の仕事とすれば、チェックするのも一つですが、行政に市民の声を届けるのも我々の仕事ですので、特別に請願を反対する理由は、私はないかと思います。一旦、届けましょうよ。あとは行政がどういった説明会、どういった周知をするかは、それは行政が考える立場にありますので、私は一旦、議会としては、市民の声を届けるべきだと思っております。ぜひとも、紹介議員としましても請願の採択はよろしくお願いいたします。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

「請願第16号」に賛成の立場から討論いたします。

請願書の一節をご紹介します。ごみの分別、排出の状況についてです。

「環境省の統計によると令和6年度の飯塚市の家庭系ごみの1日一人当たりのごみ排出量は647gです。全国平均は466g、福岡県平均は477gとなっており、飯塚市は、全国平均の1.39倍、福岡県平均の1.36倍に当たり、福岡県60市町村のなかで8番目の多さになっています。

一方、県内の他自治体を見ると、大木町では、わずかに190g（飯塚市の29%）、筑豊地区で一番少ない糸田町は521g（飯塚市の81%）です。県内最少の大木町では、生ごみを燃やすのではなく資源としてメタン発酵させ、そのガスを利用して発電し、最後には液肥を作り土に返す、という生ごみ循環事業をはじめとしたごみの削減に取り組まれた結果とのことです。」

このように、飯塚市のごみ処理は全国、そして県内から比較しても、決して褒められたものではありません。そして、現在計画があっているふくおか県央環境広域施設組合の新しいごみ処理施設の建設計画は816億円です。人口比ですので、そのうちの73%ぐらいが飯塚市の負担となります。これだけの大きな買物はありません。市役所でも建てるのは、おおよそ100億円です。この1番大きな買物をするときにその規模をどうするのか。

昨年11月にふくおか県央環境広域施設組合の組合長である武井市長は、ごみ処理施設の建設計画の見直しを発表されました。物価の高騰であったり、人口の減少であったり、そしてまたリサイクルが必要であったり、そういったことから見直しをやらうと言われました。それは大切なことだと思います。そして、今、飯塚市では、一般廃棄物処理基本計画の見直しを行っています。

ただ、この処理計画の見直しいかんによっては、ふくおか県央環境広域施設組合のごみ処理施設で処理していただくごみの量が変わります。この見直しが、例えば可燃ごみでいうと1割程度の削減に留まったとすると、嘉麻市と桂川町も同様だとすると、現状の計画は220トンですので、0.9を掛けると198トンです、おおよそ200トン。これでは、現状の物価高騰を考えるとごみ処理施設の費用はそんなに変わらない、そのことが予想されます。

ただ片一方で、いろんな分別をしっかりと頑張って4割の可燃ごみを減らしたとすると、220トン掛ける0.6は、132トンとなります。そうすると、劇的に処理施設の経費は変わってきます。市民の皆さんへの負担が変わってくるわけです。ただ、それをやるには市民の理解と協力が必要です。市がこうやって計画を立てました。ぼんと持って行って、インターネットで公開して、市役所、支所、交流センターで印刷しているから、それを見てご意見をくださいねと言われて、意見を書く人がどれだけいるのでしょうか。「知らなかった」そのことで、後でトラブルになることは目に見えています。しっかりとした見直しをするためには、しっかりとした市民との対話が必要です。そのことをしっかりお考えいただき、ぜひこの請願に賛成していただきたい、そう申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第82号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第89号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、承認されました。

「請願第16号 一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する請願」の委員長報告は、不採択であります。「請願第16号」を採択することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成少数。よって、本件は、不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。

「経済建設委員長の報告」を求めます。27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

経済建設委員会に付託を受けました議案3件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第83号 飯塚市庄司川流域浸水対策に関する土地利用条例」については、執行部から議案書等に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本条例はどのような経緯で策定されたのかということについては、河川・下水道・砂防等の管理者主体による治水対策を、流域のあらゆる関係者が協働して

取り組む治水対策へと転換する「遠賀川水系流域治水プロジェクト」が、令和3年3月に、遠賀川河川事務所において策定され、令和5年9月には、気候変動による降雨量の増加等を踏まえ、「遠賀川水系流域治水プロジェクト2.0」に更新された。本プロジェクトでは、河川区域だけではなく、氾濫域を含めた「流域」全体を一つの単位として捉え、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」の3つの施策を柱として推進しており、本条例は、「被害対象を減少させるための対策」の一環として位置づけられるものである。国・県・市が10年確率降雨規模の対策事業を実施した後、農地等の低地において、現状の地盤高で住宅等が建築されることで新たな浸水被害のリスクが生じることから、建物を建築する際の土地利用に関するルールとして本条例を策定したという答弁であります。

次に、地元住民や関係者との合意形成をどのように行ったのかということについては、令和7年11月に、庄司川河川改修促進協議会にて本条例の説明を行った。令和8年1月には、関係自治会である柳橋、三軒家、中一、津島の4自治会において、回覧版で地元説明会のお知らせを行い、幸袋交流センターで説明会を実施した。さらに、幅広い意見を求めるため、令和8年2月24日から3月13日にかけて、市民意見募集を、市ホームページ、本庁舎1階情報公開コーナー及び各支所経済建設課窓口にて、資料公表と併せて実施し、その後、市民意見募集の結果を公表したという答弁であります。

次に、第3条では、市の責務として、「市は、この条例の目的を達成するため、住宅の浸水被害の防止に関し必要な施策を実施するものとする。」とあるが、どのような施策を実施していくのかということについては、まず、ハード事業として、浸水対策を実施した施設や既存施設が常に良好な状態を保ち、施設の機能が十分に発揮されるよう維持管理を行う。次に、ソフト対策として、「対策効果を将来にわたって維持する対策」、「関係機関の連携による避難、水防、復旧体制の強化」、「水防災学習の普及による水防災文化の醸成」、「避難行動につながる確実かつ住民目線の分かりやすい情報の提供」、以上の4項目を推進することにより、内水被害の軽減効果を将来にわたり維持するとともに、施設機能を超過する降雨などに対して社会全体で対応し、防災・減災機能の向上を図っていくという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第86号 市道路線の認定」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第87号 専決処分の承認（令和8年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））」については、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、ギャンブル依存症に関して、どのような対策を実施しているのかということについては、平成30年10月に施行されたギャンブル等依存症対策基本法に基づき、福岡県においても、ギャンブル等依存症の発生予防から相談、治療、回復、社会復帰まで切れ目のない支援を行うことにより、不幸な状況に陥る人がいない健全な社会の実現を目指し、令和2年11月に福岡県ギャンブル等依存症対策推進計画が策定された。本計画における具体的な取組として、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発、射幸心をあおるものにならない広告・宣伝の徹底、相談窓口の設置などがあり、飯塚オートレース場でも、相談窓口を設置するなど、対策に取り組んでいるという答弁であります。

次に、累積赤字の解消見込みはいつごろなのかということについては、令和11年度までには累積赤字を解消したいと考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、累積赤字解消のために、インターネット投票の普及などにより、短期間で広範囲に渡ってオートレースを広げていくということは、今の社会の流れと矛盾があるのではないかと。また、公営ギャンブルを民間企業に包括的に一括して事業を委託し、

勝車投票券の発売が伸びれば伸びるほど、委託先の民間企業の利益が増え、その一方で、ギャンブル依存症への対策は不十分という状況が続いているため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（城丸秀高）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

私はただいまの経済建設委員長報告のうち、「議案第８７号」に反対、「議案第８３号」に賛成の立場から討論を行います。

まず、反対する議案です。「議案第８７号 専決処分の承認（令和８年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第１号））」です。飯塚オートレースの特別会計です。赤字対策を含む３億２２２０万１千円の前年度繰上充用金のために、勝車投票券発売収入を１１億４４４１万１千円増額補正するものであります。私は当初予算に対して、３つの指摘を行い反対しました。

反対した理由の第１は、包括的民間委託が本来的に公営ギャンブルになじまない。再委託の状況も透明性が確保されなかった経緯もある。

第２は、公営ギャンブルが利益を最大限求めることにより、仕事の合間を縫って投票券を購入するなど、隙間ギャンブルの悪影響を含めて、若い世代にギャンブル依存を広げる危険性があり、売上げが増えれば増えるほどよいというわけにはいかない。公営競技事業所が飯塚オートレース事業の包括的民間委託に関わって、日本トーター株式会社の損益分岐点を発注者が知らず、飯塚オートに関してこの間、どれだけ収益を上げたかも分からないという状況は、主催者としての責任の持ち方において市民の不安を呼ぶ。

第３は、３８億円をかけたメインスタンド事業に関わる借金返済が、既に指摘した矛盾を拡大しないかという問題があるわけであります。

今回補正については、できるだけ早く赤字を解消しようと収益拡大を図るという議論は、一方で、とりわけ若い世代におけるギャンブル依存症の広がりを許さない決意とは矛盾があります。ギャンブル依存に関する相談窓口をオートレース場に設置してよいのかを含めて、飯塚オートレースが与えている影響を具体的に捉えて、よく検討する必要があります。

次に、賛成する議案についてです。「議案第８３号 飯塚市庄司川流域浸水対策に関する土地利用条例」は、同意するものです。住民合意形成の経過を確認しましたが、一人一人の、特に権利関係のある住民の皆さんの意見の尊重が大切です。

なお、今回条例案に関連して指摘しておくべきことがあります。本市の防災リーダー養成講座において、過去、市の防災危機管理監が、要旨、次のとおり発言したことがあります。「豪雨で本線の水位がある水準を超えるときは、堤防の決壊を防ぐため、排水機場のポンプを止め水門を開ける」と発言し、遠賀川河川事務所や本市が指定した後も、「遠賀川においては、準備が整っていないだけだ」と発言しました。経済建設委員会において、今回の条例はその準備の一環ではないと言えるかと質問しても、そうではないと、答弁において明言できませんでした。この件については、引き続き警戒が必要だと指摘しておきます。

以上で私の討論を終わります。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第８３号 飯塚市庄司川流域浸水対策に関する

る土地利用条例」及び「議案第86号 市道路線の認定」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議案第87号 専決処分の承認（令和8年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、承認されました。

「議員提出議案第3号」、「議員提出議案第4号」及び「議員提出議案第5号」、以上3件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

「議員提出議案第3号」、「議員提出議案第4号」及び「議員提出議案第5号」、以上3件について、提案理由の説明をいたします。

本案3件はいずれも意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書（案）」は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び内閣府特命担当大臣（こども政策）宛てに、「ドナーミルクの利用拡大を求める意見書（案）」は、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び内閣府特命担当大臣（こども政策）宛てに、「非核三原則の堅持を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び外務大臣宛てに、それぞれ提出したいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（城丸秀高）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案3件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は「議員提出議案第5号」に賛成の立場で討論を行います。非核三原則の堅持を求める意見書（案）についてであります。

高市内閣は、今年12月までに国家安全保障戦略など安全保障三文書を改定する作業を急いでいます。首相は昨年11月11日の衆議院予算委員会で、非核三原則堅持の文言を維持するかとの質問に、堅持するという明言を避けました。核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」とした非核三原則の堅持を高市首相が明言しなかったことは重大であります。安保三文書の改定については、令和8年6月8日、安保三文書改定に関する有識者会議が行われ、非核三原則のうち、「持ち込ませず」について、元自衛隊統合幕僚長が「核の脅威が現実化していく中、米国による核の傘を含む拡大抑止の一環として、核抑止をどうするかは大きな論点になる。」と発言しています。

こうした状況の下で、令和8年6月16日、「核兵器廃絶日本NGO連絡会」と「核兵器をなくす日本キャンペーン」が共催で、「日本の核政策を問う—安保三文書改定をめぐって」をテーマに国会議員討論会を行いました。日本共産党は、核兵器禁止条約に参加し、全ての国の安全のために、核廃絶に踏み出すべきであり、安保三文書改定で非核三原則を撤廃するなど許されない

と発言し、日本維新の会は、非核三原則を堅持する整備方針を前提としつつ、真に実効性のある安全保障環境をいかに構築するか議論していきたいと述べていました。

日本維新の会は、令和8年6月17日、役員会です承した安保三文書の年内改定に向けた政府への提言には、米軍が2032年に核搭載の海洋発射型巡航ミサイルを配備することを念頭に、非核三原則のうち、核兵器を「持ち込ませず」について、現実的検討を行うべきだと明記し、米軍の核兵器を日米で共同運用する核共有についても検討を開始すべきだとの報道であります。

日本維新の会は来週、日本原水爆被害者団体協議会、原水爆禁止日本協議会、原水爆禁止日本国民会議の3団体は、令和8年6月19日、日本政府に核兵器禁止条約に批准を求める署名22万4648人分、第2次分であります。累計では367万3660人の署名を共同提出する集いを開催し、非核三原則の厳守などを求める要請書と合わせて、外務省に手渡しました。

高市早苗首相は、2024年9月に刊行した著書で、非核三原則のうち、「持ち込ませず」は、日米同盟の邪魔になるとして現行の安保三文書から削除することを求めていると明らかにしています。

我が国は唯一の戦争被爆国として、核兵器の惨禍を二度と繰り返さない国際的な道義的責任を負っています。核兵器禁止条約への参加へかじを取るべきであり、「持たない、作らない、持ち込ませない」非核三原則は我が国の平和主義の根幹であり、いかなる理由があっても堅持しなければなりません。

以上で私の討論を終わります。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第3号 すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書の提出」、「議員提出議案第4号 ドナーミルクの利用拡大を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第5号 非核三原則の堅持を求める意見書の提出」、以上3件について、いずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも原案可決されました。

「議員提出議案第6号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議員提出議案第6号」について、提案理由の説明をいたします。

本案は意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べます。

「国旗の損壊等の処罰に関する法律案に関する意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び法務大臣宛てに提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（城丸秀高）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

「議員提出議案第6号 国旗の損壊等の処罰に関する法律案に関する意見書の提出」に対して、

公明党会派を代表して、賛成の立場から討論を行います。

まず、国旗は我が国の歴史、伝統、文化を象徴するものであり、国旗を大切にし、敬意を持って接することは極めて重要であります。この点については、何ら異論のないところであります。

しかしながら、今回問題となっているのは国旗を尊重することの是非ではなく、国旗損壊行為に対して、新たな刑事罰を設ける必要があるのかという点であります。

公明党の竹谷代表も記者会見において、国旗を大切にすることは重要であるとした上で、罰則を設ける必要性や立法事実については、十分な説明がなされていないとの認識を示しております。また、罰則を設けることは、国民の権利を制約するものであり、かえって国民が国旗に触れること自体に萎縮を生じさせるおそれがあるとも述べております。

刑事罰は国家が持つ最も強い権限の一つであり、その創設に当たっては、現行法では対応できない具体的な必要性が明確に示されなければなりません。現時点において、その点について国民的な理解が十分に得られているとは言いがたく、拙速な立法は慎むべきであると考えます。

本意見書は、国旗を軽視するものではなく、刑事罰創設に当たっては、慎重な検討を求めるものであります。国旗の経緯と国民の自由、権利の保障をいかに調和させるかという観点から、さらなる丁寧な議論を求める趣旨には、十分な合理性があると考えます。

以上の理由により、本意見書に賛成することを表明し討論といたします。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。意見書案に賛成の立場から討論を行います。

「国旗の損壊等の処罰に関する法律案に関する意見書（案）」は、その制定に反対するものであります。自民党が調整を進める最終段階にあった令和8年6月12日に提出し、18日の議会運営委員会で趣旨説明を行いました。賛成者となっていた公明党、立憲民主党の両会派、その議会運営委員に敬意を表すものであります。

自民党は、国旗の損壊等の処罰に関する法律案を令和8年6月16日、ついに日本維新の会、国民民主党、参政党と共に衆議院に共同提出いたしました。令和8年6月24日から内閣委員会で審議が始まり、25日には参考人意見聴取がありました。参考人からは、表現の自由の侵害、罪刑法定主義について、違憲性の指摘が相次ぎました。自民党は、本日6月26日の委員会採決を提案し、令和8年7月17日の国会会期末までに押し通そうとの考えであります。

この情勢の下、国民の多くが廃案を求めて街頭に立ち、対話を広げ、集会を行い、アピールを採択し、ペンライトを掲げてパレードを行い、SNSで緊急事態を伝え、連帯を広げています。

提出された意見書案は、まず、自民党が調整した法律案の概要のうち、目的、罰則を紹介しています。共同提出されたその法律案のポイントの第1は、保護法益です。法律で守るべきものは何かについては、国旗を大切に思う国民感情としています。しかし、感情は人それぞれであり、基準がなく、極めて曖昧であります。

ポイントの第2は処罰の対象です。「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により、公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損した者は、2年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。」となっています。しかし、不快や嫌悪の程度や線引きは不明確で、誰のどのような感情で処罰されるか分かりません。そもそも、処罰対象となる国旗の定義は、自己所有も含めて社会通念上認められる有体物というような曖昧さです。

ポイントの第3は違法性の判断です。これについては、行為の外形、周囲の状況、その他の客観的な事情を総合的に勘案して行うとしています、誰が勘案するのでしょうか。これでは具体的な判断基準はなく、恣意的な運用の危険が付きまといます。国旗損壊罪が非親告罪であることにより、事態はさらに深刻になります。

次に、意見書案は立法事実、法律をつくる根拠、必要性がないことを指摘しています。政府が

国旗損壊に上げている事例は4件であります。器物損壊罪等で罰することができるのに、重要法益や社会的法益を主張し、予防的に法律を制定すれば、基本的人権の侵害につながりかねません。外国国章損壊罪刑法（刑法第92条）はあるのに、我が国の国旗について損壊罪がないのはおかしいという主張は極めて情緒的です。外国国章損壊罪で保護されるものは、円滑な外交、友好という重要な目的があります。社会的法益があるという主張は、意見書案は続けて、国旗及び国家に関する法律の制定に当たって、政府は国家の威信の保護の在り方として、刑罰をもって強制することが適当かという根本的な問題があることや国旗損壊には器物損壊罪が適用されることを示していますと記述しています。

今回、法律案を提出した立場は、これまでの自民党の立場とは、明らかに異なっています。異質なものが自民党の中樞を支配したのでしょうか、あるいは自民党全体が異質なものに変わったのでしょうか。いずれにしても自民党は立法事実を示すことができないわけであります。意見書案は、この法律案が憲法違反であることを指摘しています。

日本国憲法第19条において、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」第21条において、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」、「2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」を基本的人権として保障しています。この法律案は、さきに指摘した点において、第31条「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」にも違反するものであります。違憲の法律案を多数で押し切ることは、絶対に許されません。思想良心の自由は、民主主義の根幹を支え、個人の尊厳を守るために不可欠です。民主主義の根幹を支える視点では、多様な意見や批判が自由に存在できなければ、健全な民主主義は成り立ちません。国家が国民の心の中を統制してしまうと多数派や権力に都合のよい思想だけが強制され、自由な議論や選挙が機能しなくなります。個人の尊厳を守る視点では、人間が人間らしく生きるためには、自らの意思で物事を考え、価値観を形成する自由が何よりも尊重されるべきであります。内面の自由は、表現の自由、信教の自由など、全ての精神的自由権の出発点となっています。戦前の日本では、治安維持法などの法律によって国が特高警察という弾圧機関をつくり、国の意に沿わない思想や言論を厳しく取り締り、侵略戦争への道を突き進んだのであります。

この国旗損壊罪が表現の自由を侵すことについて、法案提出者は、衆議院内閣委員会における審議の過程で、伝達されるメッセージとは無関係にその行動がもたらす弊害を防止するためのものに過ぎず、表現の自由に対する制約の程度は小さいなどと答弁しています。彼の言う弊害とは何でしょう。表現の自由が極めて重要な理由は、再び言いますが、戦前の日本において、この自由の弾圧が軍国主義の暴走と悲惨な戦争を引き起こしたという深い反省があるからであります。新聞やラジオは政府の検閲を受け、戦況の悪化など都合の悪い事実は隠され、戦意を高揚させる情報ばかりが流されました。政策への批判や平和を求める声は、非国民として弾圧され、国民は正しい判断を示すための情報を奪われたのであります。

この歴史的教訓から、戦後の日本国憲法は表現の自由を絶対に近い形で保障しました。国民が政治を監視し、批判意見を自由に言えなければ、再び権力が暴走し、誤った道へ進む危険があります。多様な情報や批判的な視点が社会に流通して初めて、国民は選挙などで正しい意思決定ができます。表現の自由は、国民が自らの意思で社会の進路を決め、再び戦争の惨禍を繰り返さないための最も重要な砦となっているのであります。

終わりに、日本国憲法は、第10章 最高法規、第97条において、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」と訴えています。

最後に、議員各位の賛同を重ねて訴えまして、私の討論を終わります。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第6号 国旗の損壊等の処罰に関する法律案に関する意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成少数。よって、本案は、否決されました。

これより、「選挙第4号 選挙管理委員の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に、安永修治さん、平野善清さん、永水志奈さん、小畑容子さん、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名の方々を選挙管理委員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名の方々を選挙管理委員の当選人とすることに決定いたしました。

次に、「選挙第5号 選挙管理委員補充員の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員補充員に、高野隆一さん、大塚敬一さん、矢野克爾さん、田中美奈子さん、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名の方々を選挙管理委員補充員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名の方々を選挙管理委員補充員の当選人とすることに決定いたしました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。補充員の順序は、ただいま指名いたしました順序にいたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、補充員の順序は、ただいま指名いたしました順序とすることに決定いたしました。

「報告第5号 専決処分の報告（個人情報流出事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれ

に伴う和解)の報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（靱迫博史）

「報告第5号」につきまして、ご報告いたします。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、個人情報流出事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

議案書97ページをお願いいたします。本件事故は、道路占用業務において納付書発送の際に、住民基本台帳事務における支援措置対象者である相手方の転居先の住所及び氏名が記載された納付書を誤って転居前の住所に発送し、本人以外に相手方の個人情報を流出させたものです。

本件事故の過失割合は市側が100%であり、損害賠償額は30万円となっております。

個人情報の取扱いにつきましては細心の注意を払っておりますが、より一層の注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（城丸秀高）

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第6号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）の報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（靱迫博史）

「報告第6号」につきまして、ご報告いたします。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

議案書98ページ、99ページをお願いいたします。本件事故は、令和8年3月31日、火曜日、午後1時20分頃、飯塚市吉北地内におきまして、土木管理課職員が、市道端の草を伐採中、津島方面から小竹方面へ走行していた相手方のフロントウインドウガラスを飛び石により損害を与えたものです。

本件事故の過失割合は市側が100%であり、損害賠償額は19万9991円となっております。

除草作業中の刈払機の取扱いにつきましては、安全衛生講習を受講し、安全管理には十分注意をしておりますが、より一層の注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（城丸秀高）

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第7号 継続費繰越計算書の報告（令和7年度 飯塚市一般会計）」、「報告第9号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和7年度 飯塚市一般会計）」、「報告第10号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計）」及び「報告第11号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和7年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計）」、以上4件の報告を求めます。財政課長。

○財政課長（松本一男）

「報告第7号」、「報告第9号」、「報告第10号」及び「報告第11号」について、ご報告いたします。

議案書の１００ページをお願いいたします。「報告第７号 継続費繰越計算書の報告（令和７年度 飯塚市一般会計）」につきましては、地方自治法施行令第１４５条第１項の規定に基づき、報告するものでございます。

１０１ページの継続費繰越計算書をお願いいたします。一般会計におきまして、８款、土木費、６項、住宅費の相田公営住宅建替事業を令和８年度に逐次繰越したものでございます。

１０４ページをお願いいたします。「報告第９号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和７年度 飯塚市一般会計）」につきましては、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

１０５ページの繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。一般会計におきまして、着手時期と事業に必要な期間等との関係により、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定しておりました２款、総務費、１項、総務管理費の電算システム新体系構築事業から１０６ページ、１３款、災害復旧費、１項、農林水産業施設災害復旧費の農地災害復旧事業までの１７件を令和８年度に繰り越したものでございます。

１０７ページをお願いいたします。「報告第１０号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和７年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計）」につきましては、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

１０８ページの繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。小型自動車競走事業特別会計におきまして、着手時期と事業に必要な期間等との関係により、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定しておりました１款、競走費、３項、管理費の競走路緩衝柵改修事業を令和８年度に繰り越したものでございます。

１０９ページをお願いいたします。「報告第１１号 繰越明許費繰越計算書の報告（令和７年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計）」につきましては、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

１１０ページの繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。工業用地造成事業特別会計におきましては、着手時期と事業に必要な期間等との関係により、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定しておりました１款、工業用地造成事業費、１項、工業用地造成事業費の飯塚あかね工業団地造成事業調査測量設計事業を令和８年度に繰り越したものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（城丸秀高）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件４件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います

「報告第８号 継続費繰越計算書の報告（令和７年度 飯塚市水道事業会計）」、「報告第１２号 令和７年度 飯塚市水道事業会計の予算繰越」、「報告第１３号 令和７年度 飯塚市工業用水道事業会計の予算繰越」及び「報告第１４号 令和７年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越」、以上４件の報告を求めます。企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

「報告第８号」、「報告第１２号」、「報告第１３号」、「報告第１４号」について、ご報告いたします。

議案書１０２ページをお願いいたします。「報告第８号 継続費繰越計算書の報告（令和７年度 飯塚市水道事業会計）」につきましては、地方公営企業法施行令第１８条の２第１項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

内容につきましては、次の１３ページ、継続費繰越計算書によりご説明いたします。鯉田共同及び岩崎浄水場集中監視装置等改良工事につきましては、翌年度逐次繰越額の合計欄に記載しておりますように、１１０５万８千円を令和８年度へ逐次繰越したものでございます。

次に、議案書 111 ページをお願いいたします。「報告第 12 号 令和 7 年度 飯塚市水道事業会計の予算繰越」につきましては、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、報告を行うものでございます。内容につきましては、112 ページ、繰越計算書によりご説明いたします。

改良事業費及び浄配水施設整備事業費につきましては、国の補正予算の活用事業であったことや、工法の見直しにより年度内に事業が完了しなかったことから、翌年度繰越額の合計欄に記載しておりますように、5 億 2 6 5 8 万 1 千円を令和 8 年度に繰り越したものでございます。

次に、113 ページをお願いいたします。「報告第 13 号 令和 7 年度 飯塚市工業用水道事業会計の予算繰越」につきましては、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

内容につきましては、114 ページ、繰越計算書によりご説明いたします。浄配水施設整備事業費につきましては、飯塚市水道事業会計で実施する浄配水施設整備事業に対する工業用水道事業会計の負担金であり、「報告第 12 号 令和 7 年度 飯塚市水道事業会計の予算繰越」で報告いたしましたとおり、対象事業が年度内に完了しなかったことから、翌年度繰越額の合計欄に記載しておりますように、5 5 1 3 万 7 千円を令和 8 年度へ繰り越したものでございます。

次に、議案書 115 ページをお願いいたします。「報告第 14 号 令和 7 年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越」につきましては、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

内容につきましては、116 ページ、繰越計算書によりご説明いたします。建設改良費につきましては、追加工事に伴う部品の調達に不測の日数を要したことや国の補正予算の活用事業であり、年度内に事業が完了しなかったことから、翌年度繰越額の合計欄に記載しておりますように、1 億 4 7 0 6 万円を令和 8 年度へ繰り越したものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（城丸秀高）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。11 番 川上直喜議員。

○11 番（川上直喜）

「報告第 14 号 令和 7 年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越」の件ですけれども、116 ページに繰越計算書があります。上から 2 つ目にウォーター P P P 導入支援業務委託料 2 1 7 2 万円の記載があります。説明をお願いします。

○議長（城丸秀高）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

ウォーター P P P 導入支援業務委託の目的につきましては、ウォーター P P P の導入に向けて、事業スキームの詳細検討、サウンディング調査、要求水準書やリスク分担表を作成し、発注資料の作成支援を行う内容となっております。

○議長（城丸秀高）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件 4 件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第 15 号 公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況」の報告を求めます。文化課長。

○文化課長（瀬尾善忠）

「報告第 15 号 公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況」について、ご報告いたします。

議案書の 117 ページをお願いいたします。本報告につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

別冊資料「令和7年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団事業報告書及び決算書」及び「令和8年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団事業計画書及び予算書」により報告をさせていただきます。

令和7年度事業報告書及び決算書の1ページをお願いします。公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団は、本市における文化芸術の振興を図るため、飯塚市文化会館、指定管理業務及び受託事業としてイイヅカコミュニティセンター、飯塚市歴史資料館の管理業務を行っております。

飯塚市文化会館指定管理業務は、文化会館の管理・運営業務と文化芸術振興事業の実施が主なものとなっており、1ページから5ページにその概要を記載いたしております。

3ページ、自主文化事業につきましては、芸術鑑賞事業、参加育成・支援事業、出前講座事業、情報提供等事業、友の会事業の5事業を実施しております。

6ページから9ページに、令和7年度に実施いたしました自主事業の実施状況を記載いたしております。

10ページから11ページに、令和7年度の公益財団法人の理事会等の開催状況、研修等の受講状況、11ページ下段に受託事業に係る事業概要を記載しております。

14ページをお願いいたします。令和7年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の正味財産増減計算書でございますが、決算額の経常収益計2億961万1019円から、15ページ、経常費用計2億1236万1479円を差し引いた当期経常増減額は、マイナス275万460円となり、これに一般正味財産期首残高と指定正味財産期末残高を加えた正味財産期末残高は、1億1910万1776円となっております。

13ページに貸借対照表、16ページ、17ページに正味財産増減計算書内訳表、18ページに財産目録、19ページには、事業団の監査報告書を記載しておりますが、内容の説明は省略させていただきます。決算につきましては、以上でございます。

続きまして、令和8年度の事業計画及び予算についてご説明いたします。

公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団は、公益財団法人として、中長期的な視点に立ち、将来にわたって飯塚市における市民の芸術及び文化活動の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造、発展に寄与することを目指しております。

管理運営については、施設の利用拡大と利用者サービスの充実を図り、より効率的・効果的なものとなるようにしております。また、自主文化事業においては、市内各地域で実施し大変好評な出前コンサート等の地域に出向くアウトリーチ活動を積極的に周知するほか、地元の文化活動団体等の支援を行っております。なお、令和8年度は飯塚市文化会館の開館35周年という節目の年になることから、あらゆる世代をターゲットとした記念イベントを開催するなど、市民の皆様の文化的要望に応える魅力ある事業を展開し、飯塚市の文化・芸術活動の振興を図ることとしております。

別冊資料、事業計画書及び予算書の1ページに令和8年度事業計画の基本方針、2ページから7ページにかけて、事業区分別の概要を記載しておりますが、内容の説明は省略させていただきます。

予算につきましては、12ページをお願いいたします。令和8年度当初予算額は、経常収益計2億3689万9千円に対し、13ページですけれども、経常費用計2億4770万4千円でございます。

当期一般正味財産増減額はマイナス1080万5千円となり、前期繰越収支額である一般正味財産期首残高より充当し、一般正味財産期末残高は1104万7236円。これに指定正味財産期末残高1億円を加えた正味財産期末残高は1億1104万7236円でございます。

収入の主なものは、文化会館指定管理料受託収入及び施設利用料収入であります。支出の主なものは、文化会館施設管理費、自主文化事業の実施費用等の公共施設管理運営事業費などでございます。

なお、令和8年度は令和7年度と比べて経常収益の受託収入、経常費用の委託費が増えておりますが、令和7年度は、コミュニティセンターが改修工事に伴う休館をしていたことから、施設管理の受託収入分と委託費のうち、コミュニティセンター管理分が減になっておりましたものを令和8年度は例年どおり計上したものでございます。

14ページから15ページに収支予算内訳書、16ページに事業区分ごとの予算額を記載しておりますが、内容の説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告終わらせていただきます。

○議長（城丸秀高）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。12番 金子加代議員。

○12番（金子加代）

令和7年の決算として、15ページ、正味財産増減計算書の正味財産期末残高を見れば、275万460円が赤字です。この原因は何かということを教えてください。

○議長（城丸秀高）

文化課長。

○文化課長（瀬尾善忠）

その主な原因といたしましては、人件費の上昇分、委託費の上昇分、光熱水費の上昇分がこの原因に当たります。

○議長（城丸秀高）

12番 金子加代議員。

○12番（金子加代）

予算書では正味財産期末残高が358万658円というふうになっています。このような状態が続くと財団の経営が危ぶまれるのではないかと心配しますが、いかがでしょうか。

○議長（城丸秀高）

文化課長。

○文化課長（瀬尾善忠）

令和8年度はイイヅカコスモスコモンの指定管理期間の最終年となりますので、指定管理料は現状のままとなります。また、現在の物価上昇の状況が続いた場合、これまで以上に支出が多くなることが予想され、これまでと同程度の収入であれば経営は苦しくなることが予想できます。ただし事業団では、市からの資金1億円を除きまして、令和7年度末において約1900万円の資産がありますので、すぐに経営が成り立たなくなるということはないかと考えております。

なお、令和9年度以降につきましては、指定管理の選定の状況次第となりますので、現時点におきましては、申し訳ありませんが、想定ができない状況でございます。

○議長（城丸秀高）

12番 金子加代議員。

○12番（金子加代）

なかなか状況は厳しいということが分かりました。しかし、報告書においてはたくさんの事業がなされていることが分かります。文化振興マスタープランでは、文化施策の展開として、「子どもの文化芸術の体験と教育の充実」が掲げられております。報告書にも出前コンサートや出前講座などをこども園や小中学校で実施されておりましたが、数を数えると11か所とまだまだ少ないのではないかと考えます。今、こども達は映像や音声にデジタル機器から触れるという機会はたくさんありますが、それだからこそ生の演奏や舞台に触れる、そういう機会が大変貴重で価値があることだと考えます。

しかし、事業団の経営が悪化するという状況になれば、そのような機会が減るのではないかと心配していますがいかがでしょうか。その対応策などがあれば教えてください。

○議長（城丸秀高）

文化課長。

○文化課長（瀬尾善忠）

イイヅカコスモスコモンの指定管理者である飯塚市教育文化振興事業団には、一定の文化事業の実施が義務づけられていますので、これまで行っていた事業の見直しというのはあるかとは思いますが、全体としての事業が減ることはないかと考えております。

また、経営が悪化しないようにするためには、1番に利用者を増やして、使用料を増やす取組が必要と考えております。また、それとともに収益事業を増やす取組、支出を減らす取組が必要となりますので、市も事業団と一緒にその取組を考え実施していきたいと考えております。

具体的なことといたしましては、最近、若者に人気のダンスなどを新たなターゲットとした施設活用などを考えております。

○議長（城丸秀高）

12番 金子加代議員。

○12番（金子加代）

イイヅカコスモスコモンの利用が増えることも大切ですが、先ほど言われましたように、アウトリーチ的に飯塚市内にある公共施設や民間施設で事業を行うことも収入増となるのではないかと考えます。

令和9年度に向けて指定管理の選定がありますが、本市が、飯塚市文化振興マスタープランにありますように、市民や市民活動団体、そしてまた大学等と連携して交流や集客ができるようよろしくお願いします。

次に、飯塚市教育文化振興事業団の管理運営事務についての質問です。スタッフの方は、様々な研修を受けていらっしゃるようですが、内容またその目的について教えてください。

○議長（城丸秀高）

文化課長。

○文化課長（瀬尾善忠）

飯塚市教育文化振興事業団のスタッフがイイヅカコスモスコモンの管理運営をする上で必要とする知識、企画力、実践力を養うために、毎年、各種研修を受講しております。

令和7年度の受講内容については、事業報告書及び決算書の11ページに記載いたしておりますが、施設の安全管理のための消防訓練やAEDの講習、知識・スキル向上のためのイノベーションアカデミー、またそのほかにもサポートが必要な方へのホスピタリティ研修や障害者差別解消法改正についての研修も受講いたしております。これらの研修はスタッフが順次変わりながら、内容についても優先度が高い内容から受講いたしております。

○議長（城丸秀高）

12番 金子加代議員。

○12番（金子加代）

令和7年度においては、サポートが必要な方へのホスピタリティ研修や障がい者差別解消に向けた「合理的配慮とは」の研修を受けられたとあります。障がいのある方だけでなく、高齢の方にも、障がいの有無、年齢にかかわらず、文化・芸術に触れる機会は誰にも平等にあります。そのような方へのサポートについては、十分に配慮された対応をよろしくお願いします。以上です。

○議長（城丸秀高）

ほかに質疑はありませんか。28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

いつも思うことなんですけど、令和7年度の決算と令和8年度の収支予算書を比較すると、友の会の入会金一つ取ってみますと、令和7年度の予算と8年度の当初予算は一緒なんですけど、7年度の決算は7万7500円と、予算では17万5千円と、何でこういう予算になっていくのかないつも思うんですけど。何を言いたいのかといたら、友の会の入会金を決算から見たら

10万円ぐらい違うわけですね。ということは、友の会の会員が入会していないということですから入会するための努力をして、結果として、この数字ということならば——。普通だったら決算に基づいて予算を立てると思うんですね。だけど目標は前年度と一緒と。どういうふうに改善するのかというふうに思うわけなんです。そういう考え方に基づいて予算を立てているのかということなんです。

それと、よく分からないのは、指定管理料が1億4799万3千円ですかね、これ決算から見ると、前年度の決算収益は1億4122万何がしだったと思うんですね。なぜ決算と予算の差が出てくるのかなと、いつもこの会計を見たときに、目標の当初予算はいいんですよ。だけど、決算と比較したときに、予算どおりに決算になっていない、前の決算に基づいて、予算を立てているならば分かるんですけど、そうではないから——。言っていることが間違っていますか、令和7年度の決算と令和8年度の収支予算書を見比べて言っているんですけど。いつも思うのは、予算を立てたら予算達成のためにやらないと、努力していますでは駄目でしょうということなんです。だからそこに何の問題があるのかということを書いていかないと、最終的にはいつか正味財産期末残高が減っていきますけれど、これ、随分減っていくのではないかなと思うんですね。

だから、予算を立てたら予算を達成するために、収入はきちんと収入で確保して、それで事業はきちんとやっていくと。事業収入とかそういうのが減っていつているから入場者とかが減っているということでしょうから。魅力がないから、友の会も減っていつているのではないかと勝手に思うわけですよ。

予算を立てた以上は、きちんと予算に向かって事業を進めていただきたいということを要望して終わります。

○議長（城丸秀高）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第16号 令和7年度 児童虐待に関する状況の報告」を求めます。こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

「報告第16号 令和7年度 児童虐待に関する状況の報告」について、報告いたします。

本件につきましては、「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」第28条の規定に基づき、報告をするものでございます。なお、議会への報告後は市ホームページで公表することとしています。昨年度から大きく変動があった点を中心にご説明させていただきます。

報告書1ページを御覧ください。家庭児童相談、児童虐待相談の状況についてでございます。

「①家庭児童相談件数の推移」につきましては、市のこども家庭センターにおいて、訪問や電話などにより直接対応した延べ件数で、いわゆる通告も含んでおります。児童虐待相談を含む家庭児童相談件数の推移は、令和7年度延べ5337件で、令和6年度延べ4434件と比べ、903件、20.4%増加となっております。

下段、「②相談の種別」では、身体的虐待の延べ件数が令和6年度973件から令和7年度1299件と326件増加、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）の延べ件数が令和6年度1067件から令和7年度1398件と331件増加したことが主なものでございますが、要因といたしましては、同じ世帯から複数回の相談があったことから、対応件数が増加しているものでございます。しかしながら、世帯数で比較いたしますと令和6年度の184世帯から令和7年度では166世帯と減少しております。年度によって世帯数の増減はございますが、ケース管理をするに当たり、状況確認の頻度を定める管理区分を取り入れ、問題が落ちついたと判断できた場合は、ケースを終結していく取決めを行っていくことで、世帯件数が僅かではありますが、減少しているものと考えております。

3 ページを御覧ください。3 ページでは、「③相談対象者の年齢の状況」、下段に「④主な相談経路」について、掲載しております。「③相談対象者の年齢の状況」では、相談件数が減少している状況ではありますが、0 歳から 3 歳までの乳幼児の占める割合が多い点は昨年と同様であり、健診や保健師などを通じて情報共有ができていることで、対象世帯の割合が多いものと考えております。

5 ページを御覧ください。5 ページは、「(2) 児童虐待相談」で、「①児童虐待相談件数の推移」について、掲載しております。先ほど 1 ページでご説明いたしました、児童虐待相談の世帯件数 1 6 6 世帯に対する実人数 3 2 6 人を追加記載しているものとなっております。

6 ページを御覧ください。6 ページは、「②虐待の種別」となりますが令和 6 年度同様、身体的虐待が最も多く、続いて保護の怠慢・拒否（ネグレクト）、面前DVなどの心理的虐待、性的虐待の順となっております。

9 ページを御覧ください。9 ページ、「⑤主たる虐待者」につきましては、令和 6 年度から大きな変化はなく、実母の割合が高く、日頃から一番多くこどもに接している状況にあるものと推測されます。

「⑥対応状況」につきましては、継続して支援が必要なケースが 7 割近くを占めており、長期的に対応が必要なケースの割合が増加しているものと考えております。

1 3 ページを御覧ください。1 3 ページから市の責務として、「子ども及び保護者が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動支援」の取組状況を掲載しております。

1 4 ページになりますが、「③育児相談の実施」におきまして、開催件数は減っておりますが、育児相談開催の周知を図り、利用人数は前年度と比べ 4 6 人増となっております。

1 5 ページを御覧ください。1 5 ページ、「①要保護児童対策地域協議会の設置」、「②要保護児童対策地域協議会のケース進行管理件数」を掲載しており、令和 7 年度末時点における要保護児童は 1 1 4 世帯 2 2 9 人、要支援児童は 4 5 世帯 1 1 2 人、特定妊婦は 3 9 人となっております。

1 6 ページから 1 7 ページでは、学校における教職員のための虐待対応ガイドラインを活用した取組状況や、不登校児童生徒への支援の状況を掲載しております。

1 8 ページ以降は、広報及び啓発活動の実施状況、地域との連携、DV等被害者に対する支援の状況、虐待の未然防止及び早期発見に資する事業の実施状況などを掲載しております。

2 3 ページをお願いいたします。今回の報告書から虐待等の予防となりますアウトリーチ支援事業 3 事業を、⑤から⑦で新たに記載しております。

2 5 ページを御覧ください。2 5 ページでは、児童虐待防止月間に関する取組状況を記載しております。令和 7 年度の講演会は、講師との日程調整の都合により 2 月の開催となりましたが、「不適切な養育を受けた子どもの支援のあり方」と題した講演に、市内に勤務する保育士などを中心に 2 7 8 名が参加し、大変盛況な講演会となっております。

2 6 ページを御覧ください。2 6 ページでは、「7 通告に関する対応」について記載しておりますが、表の中段記載の緊急受理会議は、通告があった際に実施する会議で、令和 7 年度は 3 0 回増加しており、虐待に関する通告が多かったことによるものでございます。

2 7 ページ以降は「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」を、3 4 ページからは用語の説明を掲載しております。

以上、簡単ではございますが、「令和 7 年度 児童虐待に関する状況の報告」を終わります。

○議長（城丸秀高）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。1 2 番 金子加代議員。

○1 2 番（金子加代）

令和 7 年度の虐待に関する事業は、令和 6 年度の課題を踏まえて実施されたと考えますが、令和 6 年度の課題はどのように捉えていたのかについて、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

令和6年度の課題に関しましては、令和6年4月1日よりこども家庭センターが設置され、体制の構築が課題であったと捉えております。こども家庭センター設置に伴い、サポートプランの様式、作成方法の確立、虐待事案等についての組織的判断体制の整備、母子保健部門と児童福祉部門の連携強化を図るための合同ケース会議の実施等、こども家庭センターの本格運用に向けた基盤整備を行ったところでございます。

○議長（城丸秀高）

12番 金子加代議員。

○12番（金子加代）

令和6年度はこども家庭センターが設置されたため、その体制整備が課題であり、サポートプラン、組織判断体制、合同ケース会議の実施などを行ってきたことが分かりました。

では、令和7年度はどのような取組をなされたのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

令和7年度は、令和6年度に確立した体制の下、会議等の運用方法の改善、職員体制の強化、情報管理システムの改修による業務の効率化と適切な情報管理を実施し、より充実した児童虐待防止体制を構築することができたと考えております。

昨年度から相談件数全体は903件増加し、1世帯当たりの対応件数が増加していることから、各世帯に対してより密な対応ができ、虐待の未然防止に取り組めた結果と考えております。

○議長（城丸秀高）

12番 金子加代議員。

○12番（金子加代）

1ページの相談の種別のところを見ますと、令和6年度の世帯は379世帯で、令和7年度は325世帯の減少、相談延べ件数は4434件から5337件への増加ということから、1世帯の相談が増えているということで、関係性が築けているのではないかと考えております。

では、令和7年度の課題はどのようにお考えでしょうか。

○議長（城丸秀高）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

令和7年度の課題といたしましては、虐待に対する体制ができ、必要な支援も実施している中でも早期に問題解決ができないケースがまだ多く実在していると捉えております。

今後も虐待の予防及び早期対応につながるよう、必要な周知啓発を図り、各家庭と信頼関係が築ける体制を継続し、寄り添った支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

12番 金子加代議員。

○12番（金子加代）

虐待は対応もすごく大切ですけども、言われるように予防の周知が大変大切だと考えます。

23ページには、「⑥産前・産後生活支援事業の実施」について掲載されています。私はこういったアウトリーチ型の支援が家庭を孤立させないために、大変重要なのではないかと考えます。

この23ページに掲載されていないアウトリーチ型の支援事業として、ひとり親家庭等日常生活支援事業、あるいは子育て世帯訪問支援事業があると思いますが、その実績についてお尋ねい

たします。

○議長（城丸秀高）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

ひとり親家庭等日常生活支援事業の実績を報告いたします。令和6年度は、利用登録世帯13世帯、年間延べ利用時間478時間、令和7年度は、利用登録世帯16世帯、年間延べ利用時間631時間となっております。

続きまして、子育て世帯訪問支援事業の実績といたしましては、令和6年度は、利用登録世帯2世帯、年間延べ利用時間245時間、令和7年度は、利用登録世帯7世帯、年間延べ利用時間691時間となっております。

○議長（城丸秀高）

12番 金子加代議員。

○12番（金子加代）

このように、ひとり親家庭等日常生活支援事業や、子育て世帯訪問支援事業も十分にこの予防事業になると思いますので、今年度以降、報告書に掲載をよろしくお願いいたします。

では、こども本人からの相談ができる体制もできたというふうにお聞きしておりましたが、その実績については、どのようになっているかお尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

こども本人からの相談件数といたしましては、令和6年度及び令和7年度に関しましては、相談件数は0件となっております。こども本人からの直接相談件数は0件ではございますが、学校等関係機関経由の相談は多く届いております。関係機関経由の相談件数の多さは、こども達が信頼できる大人に相談できる環境が整備されているものと考えております。

○議長（城丸秀高）

12番 金子加代議員。

○12番（金子加代）

「こどもまんなか社会」と言われながらも、こどもが相談できない状況、あるいは相談の形が見えないというのは、私はこの虐待の防止の観点から見て、少し足りないのではないかと考えます。ぜひ報告書の中に、例え0件だったとしても、報告が分かるような形をよろしくお願いいたします。

それから12ページに「管理職・生徒指導主事対象研修会の実施」とありますが、その研修内容と講演名についてお尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

学校教育課長。

○学校教育課長（岡松賢吾）

令和7年度の管理職研修会では、令和7年5月20日に「学校における虐待対応研修」と題した研修を行いました。教職員のための虐待対応ガイドラインに沿った対応とともに、組織的対応、外部機関との連携等に関する内容で実施しております。

生徒指導担当主事研修会では、令和7年7月7日に「学校における虐待対応について」と題した研修を行いました。教職員のための虐待対応ガイドラインに沿った対応とともに、各教師の虐待対応に対する心構え等に関する内容で実施しております。

○議長（城丸秀高）

12番 金子加代議員。

○12番（金子加代）

これについても、講演名が書いてあったり、なかったりするの、その統一をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

また16ページには「不登校児童生徒に対する支援」について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの件が載っておりますが、配置人数についてお尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

学校教育課長。

○学校教育課長（岡松賢吾）

令和7年度におきましては、本市が独自で配置しておりますスクールカウンセラーは5名、スクールソーシャルワーカーも5名となっております。

○議長（城丸秀高）

12番 金子加代議員。

○12番（金子加代）

市の独自のものはありますか、そこも少し教えていただきたいと思います。

○議長（城丸秀高）

学校教育課長。

○学校教育課長（岡松賢吾）

県が、本市におきまして、配置対応できるスクールカウンセラーは14名、スクールソーシャルワーカーはいません。

○議長（城丸秀高）

12番 金子加代議員。

○12番（金子加代）

分かりました。そのような掲載もぜひよろしくお願いいたします。全体を通して、大変詳しくなっていると思いますが、よく見てみますと、支援の状況等が令和6年と令和7年でそのままだったりしますので、ぜひここも内容が違ふようなことがあれば記載をしていただくよう、要望いたします。

○議長（城丸秀高）

ほかに質疑はありませんか。13番 石川華子議員。

○13番（石川華子）

私から2点質問させていただきます。13ページ、街なか子育てひろば・子育て支援センターの年間利用者、相談件数に関してお尋ねします。街なか子育てひろばの相談件数が、令和6年度の853件から令和7年度1245件に増加していますが、どのような要因があったのか把握されていますでしょうか。

○議長（城丸秀高）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

街なか子育てひろばの相談件数が増加している要因に関しましては、職員が研修に参加するなど相談支援に関する知識や技術の向上に努め、利用者のニーズを意識しながら支援を行ったことが要因と考えております。さらに、利用者に寄り添った関係性を築いたことで、リピーター利用が増加し、継続的な相談や新たな相談の増加につながったものと考えております。

○議長（城丸秀高）

13番 石川華子議員。

○13番（石川華子）

相談しやすい体制が整備できたために、相談件数が増加する結果になったということだと思います。

続きまして、24ページ、「5 情報の共有」の「（4）その他の関係機関等からの情報提供」

についてお尋ねします。情報提供の件数が年々増加し、その他の区分の件数も増加しています。これはどのような機関からの情報となりますか、また増加した要因はありますか。

○議長（城丸秀高）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

その他の機関につきましては、主に飯塚市、嘉麻市、桂川町、障がい者基幹相談支援センター、主任児童委員、子育て支援センター等、様々な機関から情報提供いただいております。

増加となった要因といたしましては、令和6年度からこども家庭センターが設置され、虐待の情報提供に関する周知の徹底、会議等を通じた情報提供に関する呼びかけを行った結果によるものと考えております。

○議長（城丸秀高）

13番 石川華子議員。

○13番（石川華子）

要因としては、こども家庭センターが設置されて、虐待の情報提供に関する周知の徹底、会議等を通じた情報提供に関する呼びかけを行った結果ということで、児童虐待に関する関係機関からの情報提供が毎年増加しているのは、虐待が急激に増えているからではなく、通報制度の整備、関係機関の意識向上、地域の気づきの高まりなど、発見力が上がったことが主因と考えられます。情報提供件数の増加は、虐待の潜在化を防いで早期対応につながっているポジティブな、肯定的な側面が大きいと考えます。情報提供の増加は、さらに虐待の定義拡大や認知の広がりに合わせて、早期発見、早期対応につながる体制が強化された結果であると思います。

引き続き、増加する通報に対応できるよう、相談体制、連携の強化の充実を図っていただきますよう要望いたします。

○議長（城丸秀高）

ほかに質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

24ページ、「5 情報の共有（第12条関係）」のところですけど、そのうち、「（2）他市区町村との転出または転入時の情報共有（こども家庭課）」と書いてありますが、3児童死亡事例の教訓の大きな一つがここだったと思います。

そこで、区分と書いてありますが、ケース移管を受けた件数、令和6年度が16件、令和7年度が29件になっています。ここのところの事情をお聞かせいただけますか。

○議長（城丸秀高）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

件数が増加しているものに関しましては、飯塚市へ転入された世帯が多かったものでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私もそう思います。そこで29件というのは世帯数なのか、こどもの人数なのか、教えてください。

○議長（城丸秀高）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

29件は世帯数でございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

就学前と就学後と分けて、分かりますか。

○議長（城丸秀高）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

すみません。今はその内訳の資料がございませんので、回答ができません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

まず、命に責任を負うので、やはり人数が要るんじゃないかということと、3児童死亡事例の教訓からいえば、保育所に行っている、行っていない、学校に行っている、小学校に上がっている、上がっていないというような把握の仕方が要るかなと思います。

この29件の中で特別に冷やりとしたとかいうような経験がありますか。

○議長（城丸秀高）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

特に冷やりという経験ではございませんけれども、情報提供いただいて引き継ぐに当たって、内容を確認して、飯塚市でも寄り添った支援ができるように努めてはおります。

○議長（城丸秀高）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

「署名議員を指名」いたします。4番 奥山亮一議員、27番 坂平末雄議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして、令和8年第3回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後 1時02分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 25名)

1 番 城 丸 秀 高
2 番 深 町 善 文
3 番 光 根 正 宣
4 番 奥 山 亮 一
7 番 藤 間 隆 太
8 番 藤 堂 彰
9 番 佐 藤 清 和
1 0 番 田 中 武 春
1 1 番 川 上 直 喜
1 2 番 金 子 加 代
1 3 番 石 川 華 子
1 4 番 田 中 裕 二
1 5 番 赤 尾 嘉 則

1 6 番 土 居 幸 則
1 7 番 吉 松 信 之
1 8 番 吉 田 健 一
1 9 番 田 中 博 文
2 0 番 鯉 川 信 二
2 1 番 秀 村 長 利
2 2 番 永 末 雄 大
2 3 番 兼 本 芳 雄
2 4 番 小 幡 俊 之
2 5 番 江 口 徹
2 7 番 坂 平 末 雄
2 8 番 道 祖 満

(欠席議員 1名)

2 6 番 瀬 戸 元

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 兼 丸 義 経

議会事務局次長 岩 熊 一 昌

議事総務係長 宮 山 哲 明

書 記 加世堂 沙 織

議事調査係長 安 藤 良

書 記 伊 藤 裕 美

書 記 藤 嶋 祐 也

◎ 説明のため出席した者

市 長 武 井 政 一

こども家庭課長 野見山 真 理

副 市 長 久 世 賢 治

土木管理課長 榎 迫 博 史

副 市 長 許 斐 博 史

学校教育課長 岡 松 賢 吾

教 育 長 桑 原 昭 佳

文 化 課 長 瀬 尾 善 忠

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

企業管理課長 手 柴 弘 美

総 務 部 長 日 高 政 徳

下 水 道 課 長 西 岡 真 結

行政経営部長 福 田 憲 一

市民協働部長 小 川 敬 一

市民環境部長 田 中 善 広

経 済 部 長 林 利 恵

こども未来部長 榑 敏 江

福 祉 部 長 東 剛 史

都市建設部長 大 井 慎 二

教 育 部 長 小 西 由 孝

企 業 局 次 長 上 野 恭 裕

財 政 課 長 松 本 一 男